



平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

平成26年(ワ)第2109号 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 森松 明希子 外242名

被告 国 外1名

2017〔平成29〕年8月18日

準備書面 44

一被告国第14準備書面に対する反論一

～（原子力発電を被告国自らが積極的に推進してきたこと）～

大阪地方裁判所第22民事部合議3係 御中

上記原告ら訴訟代理人

弁護士 金子 武嗣



弁護士 白倉 典武



目次

第1	本書面の目的.....	4
第2	国策としての原子力発電推進.....	5
1	はじめに.....	5
2	被告国による原子力推進体制の確立.....	5
(1)	原子力予算の成立等.....	5
(2)	原子力三法の成立.....	7
(3)	原子力委員会の設置.....	7
(4)	その他の体制整備.....	8
(5)	原子力発電受入に関する原子力委員会の議論.....	10
3	原子力開発利用長期計画等.....	11
(1)	原子力開発利用長期計画とは.....	11
(2)	原子力長計の経過.....	11
(3)	その後の経過等.....	14
3	まとめ.....	14
第3	国際合意に基づく原子力利用.....	15
1	はじめに.....	15
2	日米原子力研究協定.....	15
3	NPT・IAEA体制の中での原子力利用.....	16
(1)	はじめに.....	16
(2)	原子力の不拡散に関する条約と保障措置協定.....	16
(3)	NPT・IAEA体制のなかでの原子力利用.....	17
第4	国会事故調報告書（甲A第3号証）に関する被告国の主張について.....	18
1	はじめに.....	18
2	国会事故報告書の内容.....	18

3	まとめ	20
第5	結論	20

第1 本書面の目的

被告国は、その第14準備書面において「原子炉の利用及び安全確保については、事業者が一次的かつ最終的責任を負い、被告国は二次的かつ補完的責任を負うにすぎない」とし、それ故に、「事業者に対して認められるような高度の結果回避義務（情報収集義務、調査義務）を負担するものではなく」、「被告国の責任の範囲は、一次的责任者である被告東電と比して相当程度限定されたものになるべき」であるとする（同準備書面1頁）。

被告国は、また、「情報収集義務、調査義務は、生命、身体の安全に対する高度の危険性を内在する経済活動が行われる場合に、当該経済活動に内在する高度の危険性や営利性といった性質に鑑み、その活動の主体に対して課される高度の結果回避義務であって、経済活動の主体である行為者と別に、これを規制する立場にある国が当然に負うべき義務ではない。」、あるいは「・・・国は、自ら高度の危険性を内在する活動をするものでなく、当該危険性を直接管理するものでもなく、また、当該経済活動によって利益を得るものでもない。規制権限の行使の主体である国は、飽くまでも、事業者が行う活動について、当該規制権限を定めた法令の趣旨、目的や権限の性質に照らして、保護されるべき、被害者との関係において、危険は行為をそのまま放置することが著しく合理性を欠くと認められるとしても、これと被告東電の不法行為は、共同不法行為とはなら」ないとも述べる（同準備書面8から9頁）。

しかしながら、被告国のこれらの主張は、原子力発電推進についての被告国の関与を過小に評価しようとするものであり失当である。原子力発電に関し、被告国は、単に事業者に対する規制者として関与してきたのではない。被告国は、主体的に、原子力発電を推進するものとして積極的に関わってきたのである。この

点に関して、既に訴状 7 2 頁以下や原告の準備書面 4 において詳細に述べているが、被告国は一切に認否や反論をしていない。また、本件事故後に成立した、いわゆる子ども被災者支援法においては、第 3 条において、被告国が「原子力政策を推進してきた」ことが明示されている。このように、原子力発電を、被告国が積極的に推進してきたことについてはもはや疑う余地のない真実である。

被告国は、原子力発電を、原子力事業者らと共同して主体的に推進し、また、原子力事業者らと共に原子力発電が安全である旨国民に対して喧伝して安全神話を共同して作り上げてきた。このような、被告国の原子力発電推進についての積極的な関与は、被告国が第 1 4 準備書面において引用する裁判例において問題となった産業を含めたいかなる産業に対する関与とも比較にならない。被告国は、原子炉の利用及び安全確保について、事業者と同様に一次的な責任を負い、本件事故に関して、被告国と被告東京電力とは共同不法行為者の関係にたつ。

本準備書面では、これらの点について、詳述する。

第 2 国策としての原子力発電推進

1 はじめに

被告国が原子力発電推進に深く関与してきた経緯の詳細については、訴状や原告の準備書面 4 において述べたとおりであるので、全てを繰り返すことはしない。以下では、被告国の関与について、特に、原子力受入の経緯について準備書面 4 の内容を補足しながら簡単にまとめる。

2 被告国による原子力推進体制の確立

(1) 原子力予算の成立等

1954〔昭和29〕年4月、日本初の原子力予算が成立した。その内容は

「原子力平和的利用助成費」として2億3500万円、ウラン資源調査費として1億5000万円などというものである。この予算案（自由党、改進黨、日本自由党の三党共同修正案）の提案理由について「原子炉の築造については学界にも議論の存するところではありますが、われわれはあえて大胆にこの費目を掲げて学界、工業界を刺激するとともに、おもむろにその使途を見守りながら、原子科学によるわが国の画期的な産業革命の将来に多大の期待をかけるものであります。」と説明され、衆議院において可決されている。このように、原子力予算の計上は、国が主導して原子炉の築造を目指すためになされたのである。

さらに、この原子力予算の成立をうけ、同じく1954〔昭和29〕年に、内閣の諮問機関である原子力利用準備調査会を発足させた。この原子力利用準備調査会は、当時の副総裁が会長となり、通産大臣や文部大臣も名を連らね、原子力開発の態勢とその推進の方法とが中心的な課題として討議された。その中で、上記の昭和29年度の原子力関連予算の執行にあたり、原子力政策の基本方針として、「(1) わが国将来のエネルギー供給源およびその他原子力の平和的な利用を行うものとする。」「(2) 前項の目的に資するため、小型実験用原子炉を築造することを目標として、それに関連する調査研究及び技術の確立等を行うものとする。」という方針が確認された。（甲A第21号証；昭和31年版原子力白書）。

このように、被告国は、1951〔昭和26〕年にサンフランシスコ平和条約に調印して主権を回復した直後である1954〔昭和29〕年には、原子力予算を講じて、原子炉の築造を目標に掲げたのである。

(2) 原子力三法の成立

1955〔昭和30〕年12月の臨時国会において「原子力基本法」「原子力委員会設置法」及び原子力局を新設する「総理府設置法の一部を改正する法律」のいわゆる原子力三法が成立した。

原子力基本法案の提案理由について、当時の中曽根康弘議員は「機構的にも、予算的にも、国家が、不動の体制をもって、全国民協力のもとに、この政策を長期的にすすめる」と説明している（甲A第20号証；原子力委員会の歴史（1950年代～現在））。そして、原子力基本法については、「原子力政策を推進する憲法ともいうべきもの」と説明されている（甲A第21号証；昭和31年版原子力白書）。

また、原子力委員会設置法案等の提案理由について、当時の正力松太郎議員は、「原子力の研究、開発及び利用を促進し、国民の福祉に役立たせることは、今日のわが国にとってきわめて緊急を要し、かつ重要な問題であり」、「わが国における、これら原子力に関する行政を所掌する行政組織は、いまだ整備を見るに至らず、強力にかつ総合的に推進する機関を急速に設ける必要に迫られている」などとして、「総理府に強力な合議制による委員会」として原子力委員会を設けるとともに、「原子力利用に関する行政を総合的に推進する担当部局として」総理府に原子力局を設けることとしたと説明している（甲A第20号証；原子力委員会の歴史（1950年代～現在））。

このように、原子力三法は、被告国が主導して原子力政策を推進せんがために制定されたのである。

(3) 原子力委員会の設置

原子力三法の成立をうけ、1956〔昭和31年〕1月に原子力委員会が発

足した。原子力委員会は総理府原子力局に設置され、正力松太郎議員が委員長に就任した。

昭和32年度原子力白書では、「原子力委員会設置の目的は、」「原子力の研究、開発および利用に関する国の施策を計画的に遂行」するなどにあり、「原子力委員会は、この目的を達成しうる組織と権限をあたえられている。」「原子力に関する重要問題は、すべてこの委員会で企画、審議、決定され、かつ、その決定は、内閣総理大臣が尊重しなければならないこととなつている。」「その庶務は原子力行政の実施機関としての科学技術庁原子力局が、かねておこなうこととなつており、実質的には、原子力委員会および原子力局は両者一体となつて、原子力施策を計画的かつ強力に推進することを可能としている。」「委員会の構成は、科学技術庁長官である国務大臣と国会の同意をえて内閣総理大臣が任命する4人の委員からなる」と説明されている。また、「原子力委員会の重要な任務の一つとして、原子力開発の計画をあきらかにし、これを基軸として原子力施策を推進すべきことがあげられる。」とされている（甲A第22号証；昭和32年度原子力白書）。

このように、国が主導して、原子力発電を強力に推し進めるための機関として、原子力委員会や原子力局が設置されたのである。

(4) その他の体制整備

1956〔昭和31〕年には、日本原子力研究所法、原子燃料公社法が成立し、日本原子力研究所、原子燃料公社が相次いで発足した。日本原子力研究所は、まさに原子炉の研究開発のための機関である。また、原子燃料公社はウランなどの核原料資源の探鉱および採鉱、核燃料物質の生産と加工および再処理を行い、またこれらの輸出入および売買も行うことを主な業務とされた。この

ように、原子力発電は、被告国自らが研究機関等を設置し、原子炉の研究開発、また、原子力発電に必要な核燃料物質の調達等を行う機関を設置したのである。翌1957〔昭和32〕年には、原子炉等規制法、放射線障害防止法が、1961〔昭和35〕年には原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）が成立するなど、原子力推進体制が整備され、確立していくこととなる。

この原賠法成立の背景について、次のように説明されている（甲A第23号証；座談会「原子力災害補償をめぐって」）。

「その候補地（引用者注；原子炉設置の候補地のこと）になっている住民にとって一番懸念されることは、万々災害が生じた場合の賠償措置が法律の上で十分整っていないということであります。東海村の関係者からもしばしば強い要望が出されていますし、またこの問題が引っかかって候補地を探すことができないという困った状況に陥っているところもあるようであります。そこで政府の方でも、・・・答申に基づいて政府の責任で二つの法律を立案しました。」

「政府は、この技術革新による新しい産業を造成していくという決意をかため、昭和31年原子力委員会を設立し、その育成策を方針として決定したのです。ところがその原子力産業を成り立たせるための最も大事な前提的要件は、この原子力を平和利用いたします過程で、万々原子力の事故が起こった場合、その災害に対してどのような第三者保護の措置をとるかということであります。」

「原子力の平和利用をやっていくという場合に、原子炉設置に対する地元の不安を除き、第三者保護をはかる見地からどのような制度を作るかということで、・・・原案を作成したわけであります。」

このように、原賠法成立の背景として、被告国自身が原子力発電を推進して

いく決意をかためたこと、原子力産業を保護育成して成り立たせるための最も重要な前提条件を充たすために原賠法を制定したことが説明されているのである。

(5) 原子力発電受入に関する原子力委員会の議論

原子力委員会では発電用原子炉設置の時期その他の関連事項および受入体制について検討を行い、1957〔昭和32〕年8月5日に「発電を目的とする実用原子炉の導入について」という声明を発表し、実用発電炉設置の受入体制について明らかにした。その概要は次のとおりである（甲A第22号証；昭和32年度原子力白書）。

受入主体としては当面九電力会社、電源開発株式会社その他の関係機関の協力によるあたらしい会社が適当であり、早急に新会社設立のための設立準備委員会をもうけるべきである。

日本原子力研究所を中心とする原子力技術の開発には多額の国家資金を要し、一方、原子力発電が採算の圏内にちかづきつつあると考えるので原子力発電においては民間資金を主体とすることがのぞましいが、一方、日本原子力研究所も上記の新会社と密接な協力体制をとり、必要な援助をおこなうこととする。

このようにして、国策として原子力発電を推進するとともに、原子力発電事業を実際に行うのは民間会社であるとの方針、いわゆる国策民営の方針が決定されたのである。

また、上記の新会社として日本原子力発電株式会社が、政府関係（電源開発株式会社）が20%、民間が80%の出資をして設立された。

このように、原子力発電を民間によって受け入れるという方針も被告国によって決定の上で実行されたのである。

3 原子力開発利用長期計画等

(1) 原子力開発利用長期計画とは

原子力開発利用長期計画（以下「原子力長計」という。）とは、原子力基本法等を根拠に設置された原子力委員会が定めた、原子力の研究、開発及び利用を進めるにあたっての具体的指針及び推進方針である。この原子力長計は、1956〔昭和31年〕以降平成12年まで、概ね5年に一度、計9回策定された。内閣は、この原子力委員会の決定について尊重すべき義務を負っていた（原子力委員会設置法3条）。

なお、次節（(2)）において、原子力長計を引用している部分は、内閣府原子力委員会のホームページから引用しているのであるが、誤字と思われる部分もそのまま引用している。

(2) 原子力長計の経過

ア 1956〔昭和31〕年原子力長計

1956〔昭和31〕年に初めて策定された原子力長計では、原子力開発の目標として、

「原子力の研究、開発および利用は、わが国のエネルギー需給の問題を解決するのみでなく、産業の急速な進展を可能にし、学術の進歩と国民の福祉の増進をもたらすものであることにかんがみ、すみやかにその実用化を図り、特にわが国の国情に最も適合する型式の動力炉を国産化することを目標とする。このため基礎研究に力を注ぐとともに、関連技術を育成し、原子力工業の基盤の確立に努める。」

として、原子炉の国産化することを目標として、国策として原子力の研究開発を行うことがうたわれた。

イ 1961〔昭和36〕年原子力長計

1961〔昭和36年〕年原子力長計においては、第I部第2項「原子力開発利用の意義」において次のように述べて、被告国として原子力開発を推進するために重要な役割を担い国策として原子力開発を行うことを明らかにして

いる。

「長期的にみればわが国において原子力開発利用を強力に推進することは、きわめて重要な意義を持つものである。しかも原子力平和利用が他の諸産業とやや異なる性格を有する新規産業であること、かつまたわが国が諸外国より遅れてスタートしたことなどから考えて、単にその研究開発を民間にのみ期待するだけでなく、政府みずからも直接間接開発利用推進のうえに重要な役割を受け持つべきであり、特に初期段階においてその責任が大きいと考えられる。」

「すなわち、わが国の原子力産業を健全に発展させ、かつこれまでの遅れを早急に取り戻すためには研究開発の推進に非常に大きな資金と人材を投入する必要があるのみならず、核燃料ならびに安全性の確保等については、政府がみずから責任をもって計画的に開発をすすめるなければならない。さらに、原子力開発利用の円滑化については、他の分野以上に国際関係の協力および調整が重要な要素となっている事実からみても、政府が積極的な役割を果たす必要があることは明らかである。」

ウ 1967〔昭和42〕年原子力長計

1967〔昭和42〕年原子力長計においても、

「原子力開発利用は、研究開発に多額の資金と多数の人材を要すること、国際的関連性が高いこと、安全確保の必要性があることなどから、政府の果すべき役割はもとよりきわめて大きい。」

と述べて（Ⅰ緒論第3項「原子力開発利用の基本的な考え方」）、被告国が原子力開発に積極的に関与することを確認している。

その上で、

「原子力発電の将来におけるエネルギー供給上の重要な役割からすれば、新規電源開発量のなかにしめる原子力発電の割合は可能な限り大きいことが望ましいが、最適な電源の組合わせ等をも考慮すると、昭和60年度におけるその発電規模を3,000万キロワットないし4,000万キロワットと見こむことが適当と考える。」
として（Ⅱ原子力開発利用の進め方第1項「原子力発電、動力炉開発および

核燃料))、被告国のエネルギー政策に明確に原子力発電を位置付けている。

エ 1972〔昭和47〕年原子力長計

ここでも、以下のように述べて、被告国として原子力に関する研究開発に直接的にかかわり、あるいは資金を投じて、原子力を推進していくことを明らかにしている（第1部第1章第1項「研究開発の基本方針」）。

「原子力の研究開発をすすめるにあつては、長期にわたり多額の研究投資を必要とすることなどの理由から、政府の果たすべき役割はきわめて大きく、とくに、必要な資金を確保することが重要である。このため広範な原子力開発利用の各分野における多くの研究開発課題のうち、とくに重要性和緊急性が高く、国として重点的かつ組織的にすすめる必要があるものについては、ひきつづき「原子力特別研究開発計画(国のプロジェクト)」あるいは、「原子力特定総合研究」として必要な資金を投じ、明確な体制のもとに各界の協力を得て研究開発を推進していくものとする」

「原子力特定総合研究に比較して、さらに大規模の資金、多方面の協力および長期間の研究開発を必要とし、かつ、開発により将来国全体として多大の効果が期待される課題については、これを原子力特別研究開発計画(国のプロジェクト)として国が開発の目標および期間を明確に定め、体制を整備し、広範な分野にわたる研究開発を系統的、計画的かつ総合的に行ない、関係各機関の適切な分担と協力によって、効率的にその推進をはかることとする。」

オ 1978〔昭和53〕年原子力長計

1978〔昭和53〕年原子力長計では、

「原子力研究開発利用は、国のエネルギー政策の要請のもとに、着実に推進されるべきものとなった。」

として原子力発電を被告国のエネルギー政策に明確に位置付けるとともに、以下のように述べて、原子力への反対に対して、原子力が受容されるよう、被告国として積極的に関与し、原子力を推進していくとしている（「はじめに」）。

「原子力の将来に対する素朴な信頼と期待の時期を過ぎて、その安全性への不安

を中心に、原子力研究開発利用に対する批判と反対の動きがあり、原子力発電所等の立地に際して、地域社会の強い反対を受けるなどの現象が一般化している。このよううちにあつて、主要各国と同様、我が国においても前回の長期計画に示した原子力発電規模の見通しの達成は不可能と見込まれるに至り、これを引き下げざるを得なくなっている。」

「今後、原子力研究開発利用を推進していくに際しては、立地円滑化の見地からはもとより、原子力研究開発利用という巨大科学技術が社会に積極的に受容されるよう、国としての確固たる方針を表明するとともに、原子力技術の安全性、信頼性、原子力利用の必要性等について、国民一般と地域社会の認識を飛躍的に高めていく必要がある。」

(3) その後の経過等

1978〔昭和53〕年以降も、原子力長計が定められ、また、平成17年以降は、原子力長計にかわるものとして「原子力政策大綱」が定められてきた（なお、原子力政策大綱では内閣の尊重義務に関する定めは削除された。）。

原子力発電事業は、その導入から現在に至るまで、研究開発及び利用を進めるに当たっての具体的な指針及び推進方策が被告国によって提示され、また、エネルギー政策に明確に位置付けられ、推進されてきたのである。

3 まとめ

以上のとおりであり、原子力産業に対する被告国の関与は、他の産業に対する関与とは根本的に異なる。

原子力発電事業は、東京電力等の電力事業者が自らの意思により開発し、導入してきたのではない。被告国が、原子力を推進することを国策として決定し、そのために様々な基盤を整備し、受入体制を国の機関である原子力委員会において議論し、民間として導入するという方針を決定し、それにもとづいて電力会社により原子力発電の受入及び導入がなされたのである。そして、原子力発電は、被告国のエネルギー政策の中に位置付けられ、被告国が決定した国策民営という手

法により推進されてきたのである。

第3 国際合意に基づく原子力利用

1 はじめに

原子力発電は、原子力事業者が、被告国の関与なく行える類の事業ではない。現在、原子力は、原子力の不拡散に関する条約（NPT）を締結し、その国際的合意の下で利用するか、あるいは、NPTという国際的合意の枠外で、国家として核開発を行うという決断の上で利用するのかのいずれかである。現在、日本は、NPT・IAEA体制の下で原子力発電を行っている。NPTに未署名の状態（NPTの枠外で）原子力発電を行っている国としては、例えば、インドがあげられる。

いずれにしても、原子力発電は、国としての意思決定の上でのみ行うことができるのであり、日本における原子力発電は、被告国の積極的な関与なく行うことができるものではない。

2 日米原子力研究協定

当初、日本では、自力による原子力開発の考え方があり、1954〔昭和29〕年の予算成立とともにウランの探鉱が行われた。この国産ウランの探掘は、人形峠で行われるなどしたが、品質が悪く採算がとれないものとして、最終的には頓挫した。

他方、アメリカでは、1954〔昭和29〕年に「原子力の平和利用」について、友好国との協力をはかり援助を拡大することとし、1955〔昭和30〕年1月には、友好国に対して原子力に関する援助計画を有する旨の通告があった。これを受けて、1955〔昭和30〕年11月15日、最大20%の濃縮度を持

つウラン235を6キログラムまで受け入れるという「原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（以下「原子力研究協定」という。）の本調印がなされた。これにより、濃縮ウランをアメリカから貸与を受けるというかたちで受け入れることとなった。

このように、最初のウラン受入も、被告国の意思決定によりアメリカとの国家間協定に基づきなされたのであり、被告国の積極的関与によりなされたのである。

3 NPT・IAEA体制の中での原子力利用

(1) はじめに

日米原子力研究協定によってウランを受け入れて以降、日本は、日米原子力協力協定、日英原子力協力協定を締結することにより、あるいは1957〔昭和32〕年に発足した国際原子力機関（IAEA）との協定を締結することによりウランの供給を受けてきた。

その後、原子力の不拡散に関する条約（NPT）が発効することとなり、日本は、NPT・IAEA体制の中で原子力利用、すなわち原子力発電を続けている。

このように、原子力発電は、被告国としての意思決定と積極的な関与なくしては行えないのである。

(2) 原子力の不拡散に関する条約と保障措置協定

原子力の不拡散に関する条約（NPT）は、1970年3月5日に発効した条約である。日本は、1970年2月に署名し、1976年6月に批准している。

NPTは、1967年以前に核兵器を有していたアメリカ、ソビエト、イギリス、フランス及び中国の5か国を核兵器国とし、この5か国以外に核兵器を拡散しないことなどを目的とした条約である。2015〔平成27〕年2月現

在の締約国は191か国・地域である（外務省ホームページによる。）。

NPTでは、上記5か国以外の国（非核兵器国）は核兵器を持つことを禁じられており、同時に、IAEAとの間で包括的保障措置協定を締結することを義務付けられている。保障措置協定に基づき、非核兵器国は、IAEAに対し自国の原子力活動に関する申告を行い、IAEAは申告に基づいて核物質が軍事的に利用されていないかどうかを確認して、核の不拡散体制が維持される仕組みとなっている（外務省ホームページ「わかる国際情勢IAEA（国際原子力機関）」¹による。）。

核物質が軍事的に利用されていないかの確認、すなわち査察は、被告国及びIAEAの査察官が実際に原子力施設に立ち入って行われる。査察では、施設に保管されている記録と国に報告された計量管理報告の内容に矛盾がないかが確認され、また、記録どおりに核物質が存在することを、刻印番号、核物質からの放射線の測定、採取した試料の化学分析により確認する等が行われる（原子力規制委員会ホームページ²による）。

このように、NPT・IAEA体制のもとでは、原子力発電に不可欠な核物質は、国及びIAEAに管理されている。

(3) NPT・IAEA体制のなかでの原子力利用

上記のとおり、日本は、NPTに署名し、NPT・IAEA体制という国際的な合意のなかで原子力の利用、すなわち原子力発電を行ってきた。

核兵器の不拡散という国際的な目標の中では、原子力発電は、原子力事業者が独自の経営判断により行える類のものではないのである。原子力発電は、国

¹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol12/index.html>

² <https://www.nsr.go.jp/activity/hoshousochi/houhou/houhou3.html>

として、積極的に推進する旨の意思決定と、それを実現するための積極的な関与、すなわち原子力利用に関する国家間協定等の締結なくして行うことはできない。

被告国は、NPT・IAEA体制のなかで、原子力事業者と共同して原子力発電を国策として推進してきたのである。

第4 国会事故調報告書（甲A第3号証）に関する被告国の主張について

1 はじめに

被告国は、国会事故調報告書（甲第3号証）について、534頁の部分を引用して、あたかも国会事故調報告書も、被告国の責任が二次的補完的なものであると述べているかの如く主張をしている（被告国第14準備書面6頁）が、これは、明らかに意図的に誤導しようとするものである。

この点に関して、国会事故調報告書では、一義的な責任が事業者にあることが明確になっていなかったという指摘がその前の部分でなされており、そのような体制は問題であるから、第一義的な責任が事業者であることを明確にする法体系が必要であると指摘しているのである。

国会事故調報告書が、このような提言をしていることから、国が事業者（東京電力ら）と一体となって、両者が共同して責任を負うという体制のもとで、原子力発電事業を共同して推進してきた事実が認められるということである。

2 国会事故報告書の内容

被告国が引用する部分の直前で、「日本の原子力法規制の問題点として、まず、原子力基本法等の基本法において、原子力施設の安全確保に対する第一義的な責任が事業者にあることが明確化されていないという点が挙げられる。」と明確に

指摘されている。要するに、本件事故発生当時、被告国も、事業者とともに、第一義的に責任を負う体制が作られていたということが指摘されているのである。

また、その前の部分において指摘されている内容は、被告国の責任を論ずる上で、重要な指摘である。少し長くなるが、被告国の引用が誤導であり、被告国は事業者である被告東京電力と一丸となって原子力発電を推進してきたこと等を国会事故調報告書が指摘していることを明らかにするために引用する。なお、下線は引用者が付している。

「原子力災害には、その発生により、甚大かつ深刻な被害を及ぼすという特殊性がある。かかる災害を防止し、かつ、万が一、災害が発生した際には被害を可能な限り軽減するべく、原子力法規制は、その制定後においても、常に、最新の、日本のみならず諸外国の事故に基づく教訓、世界における関連法規、安全基準の動向や技術的知見（以下「最新の技術的知見等」という。）を検討し、これらを適切に反映した改定が行われることが望ましい。しかし、日本の原子力法規制は、事故が起こった場合に一定の改定等を重ねてきたものの、いずれも、当該事故のみに対応するという、対症療法的、パッチワーク的改定であった。また、そもそも、改定の教訓としてきた事故は、日本におけるものを基本的な対象としており、諸外国における事故を真摯に受け止めて原子力法規制を見直す姿勢に欠けていた。」

「その結果、予測可能なリスクであっても、過去に顕在化していないかぎり対策が講じられず、常に想定外（引用者注：これは文意から明らかなおり予測可能であるにもかかわらず想定に取り入れなかったという意味である。）のリスクにさらされることとなり、日本の原子力法規制は、諸外国で取り入れられている安全の考え方に遅れた陳腐化したものとなった。」（５３２頁）

「原子力法規制は、適時適切に改定される必要があるが、これまでかかる改定が行われなかった大きな要因の一つに、規制当局の不作為がある。」

「原子炉の安全性と最新の知見については、伊方原子力発電所訴訟最高裁判決（判決日等・・・）が、原子炉設置許可処分の違法性の判断は『現在の科学技術水準に照らし』てなされることを判示した。これを受けて、規制当局は、当該判例に従い、最新の知見に基づいて原子炉安全性を高めるための法規制を検討するのではなく、逆に、最新の技術的知見等が反映された規制を定めることが、過去に行った原子炉設置許可処分の取消訴訟の提起につながることを恐れ、規制の改定に消極的となった。」（533頁）

「『5. 2』で述べたとおり、事業者及び規制当局は一丸となって、最新の技術的知見等を反映しないように努めてきた。その大きな理由の一つは、当該知見等が既設炉に適用されることとなった場合、既設炉の稼働が停止される又はその設置許可取消処分を求める訴訟が提起されるというリスクを恐れたためである。」

3 まとめ

以上のとおりであり、国会事故調報告書は、本件事故に関する被告国の責任が二次的なものであると指摘しているのではない。むしろ、国会事故調報告書は、被告国が、事業者である東京電力と一体となって一次的責任を負うべきことの根拠となる事実を指摘しているのである。

第5 結論

以上のとおりであり、原子力発電事業に関する被告国の関与は、今までに規制権限不行使が問題となった裁判例のいずれの事案とも、全く性質を異にする。

原子力発電事業は、被告東京電力らの原子力事業者らが、自らの開発導入し、それに関して被告国が規制を及ぼすようになったというものではない。

被告国は、国民の生命、身体や財産に対して、他の産業では類をみないほどの

極めて高度の危険性を内在する原子力発電事業に関して、自ら積極的に推進する旨の意思決定をした上で、そのための国際協定を締結し、制度的基盤を整備し、国策民営という原子力発電の受入方針を決定し、原子力開発利用長期計画等を定めて原子力の研究開発及び利用を進めるに当たっての具体的な指針及び推進方を提示し、原子力発電を国のエネルギー政策に位置付け、経済的制度的に原子力事業者を保護し、原子力事業者と一丸となって安全神話を作り上げ、規制の内容には最新の科学的知見を反映させないようにするなどして、原子力発電を積極的に推進してきた。

被告国は、極めて高度の危険性を内在する原子力発電事業について、まさに「その活動の主体」として関与してきたのである。被告国は、自ら原子力発電を推進してきた主体として、原子力事業者である被告東京電力と同様に積極的に安全を確保すべきことが期待されていたのであり、被告東京電力と同様の注意義務を負っていたと考えなければならない。また、被告国は、被告東京電力と同様の範囲について責任を負わなければならない。

原子炉の利用及び安全確保に関しては事業者である被告東京電力が一次的な責任を負い、被告国の責任は二次的補完的な責任であるとの主張は、被告国の原子力発電に関する非常に強い関与を直視しないでなしたものであり失当である。

以上